

和歌山市有料老人ホーム立入検査実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第29条第1項に規定する有料老人ホーム（以下「施設」という。）に対して法第29条第13項の規定に基づく立入検査の実施について必要な事項を定める。

(形態)

第2条 立入検査の形態は、定期検査及び随時検査とする。

- 2 定期検査は、原則として検査対象となる事業者の事業所等における実地検査とする。
- 3 随時検査は、施設の管理運営、サービス、入居者の処遇等に関する通報、苦情等があった場合において、その内容が、法第29条第4項から第8項までの規定に違反するおそれがあるとき、又は当該施設の入居者の処遇に関し不当な行為に該当し、若しくはその運営に関し入居者の利益を害する行為に該当するおそれがあるとき、その他入居者の保護のために必要があると市長が認めるとき、随時に実施するものとする。

(実施方法)

第3条 立入検査は、複数の検査職員により実施する。

- 2 定期検査の実施に当たっては、おおむね当該施設の定期検査の実施の2月前に定期検査の検査年月日、担当する検査職員の氏名等を文書により、当該施設の設置者、管理者又は設置者から介護等の供与を委託された者（以下「介護等受託者」という。）に対し通知する。
- 3 随時検査の実施に当たっては、あらかじめ当該施設の設置者、管理者又は介護等受託者に対し、検査年月日、担当する検査職員の氏名等を文書により通知するものとする。ただし、急を要する等必要と認めるときは、この限りでない。
- 4 市長は、立入検査を効率的に実施するため、施設に対し事前に有料老人ホーム自主点検表（別記様式第1号）、有料老人ホーム事前調書（別記様式第2号）及び市長が必要と認める資料の提出を求める。

(立入検査実施後の講評等)

第4条 検査職員は、立入検査実施後、その結果について施設の設置者、管理者又は介護等受託者等に対し講評を行い、その際、口頭により必要な助言等の指導を行う。

- 2 立入検査の結果及び内容については、施設の設置者、管理者又は介護等受託者等に対して文書により通知する。この場合において、当該立入検査により施設において改善を要する事項があるときは、その内容についても通知するとともに、その改善結果について改善結果報告書（別記様式第3号）により報告を求めるほか、必要に応じて検査職員を派遣する等により改善結果を確認するものとする。

(検査台帳)

第5条 市長は、過去の検査結果及び改善状況等を把握し、効果的な助言、指導等を行うため、有料老人ホーム検査台帳（別記様式第4号）を作成し、立入検査実施後必要な事項を記入し、整備しておくものとする。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、施設に対する立入検査の実施に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。